

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、令和 6 年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月23日

沼津市長 頼 重 秀 一

契約の目的 議第74号 沼津市立大岡中学校校舎杭打及び工作物整備工事
(令和 6 年10月15日議決)

契約の金額 当 初 2 7 0 , 2 7 0 , 0 0 0 円
変更後 2 8 2 , 7 4 4 , 0 0 0 円
(当初議決より12,474,000円増額 (4.62%増))

変更の概要 杭工事の掘削による残土処分等が想定より増加したこと及び杭打ち機等の設置範囲内の舗装や側溝等を撤去する必要性が生じたことに伴い、契約の金額を変更するもの。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月12日提出

令和 6年10月15日 原案可決

沼津市長 頼 重 秀 一

- 1 契 約 の 目 的 沼津市立大岡中学校校舎杭打及び工作物整備工事
- 2 契 約 の 方 法 制限付き一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 270,270,000円
- 4 契約の相手方 沼津市岡宮1250番地の6
大岡建設工業株式会社
代表取締役 内 野 聡